

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第91号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 保育所等入所児童等の保護者等についての基準年度の所得割課税額が77,100円以下である場合において、次のいずれかに該当する場合

ア 同一世帯に子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項各号列記以外の部分に規定する特定被監護者等に相当する者が3人以上ある場合において、保育所等入所児童等が年長の順序に従って3人目以降の者に該当する場合

イ 保育所等入所児童等の属する世帯に前号アからキまでに掲げる者がある場合において、保育所等入所児童等が年長の順序に従って2人目以降の者に該当する場合

別表第1非課税世帯の項中「900」を「0」に、「1,000」を「0」に改め、同表その他の世帯の項中

「

26,300	27,200	28,200	29,200	30,100	31,100	32,000	13,100	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
26,300	27,200	28,200	29,200	30,100	31,100	32,000	13,100	13,600	14,100	14,600	15,000	15,500	16,000

を

「

26,600	27,600	28,600	29,500	30,500	31,500	32,400	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
26,600	27,600	28,600	29,500	30,500	31,500	32,400	13,300	13,800	14,300	14,700	15,200	15,700	16,200

に改め、

同表備考3中「第2条第3項第4号」を「第2条第3項第5号」に改め、同備考5を同備考6とし、同備考4の次に次のように加える。

5 2(2)イに該当する場合において、基準年度の所得割課税額が48,600円以上であるときにおける保育措置費の徴収額は、2及び3にかかわらず、ア欄からキ欄までの区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) ア欄 5,000円
- (2) イ欄 5,100円
- (3) ウ欄 5,300円
- (4) エ欄 5,500円
- (5) オ欄 5,700円
- (6) カ欄 5,900円
- (7) キ欄 6,000円

別表第2非課税世帯の項中「1,000」を「0」に、「1,100」を「0」に改め、
同表その他の世帯の項中

「

37,400	38,800	40,200	41,500	42,900	44,300	45,600	18,700	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
37,400	38,800	40,200	41,500	42,900	44,300	45,600	18,700	19,400	20,100	20,700	21,100	21,400	21,400
37,400	38,800	40,200	41,500	42,900	44,300	45,600	18,700	19,400	20,100	20,700	21,400	21,600	21,600
37,400	38,800	40,200	41,500	42,900	44,300	45,600	18,700	19,400	20,100	20,700	21,400	22,100	22,800

を

」

「

37,900	39,300	40,700	42,100	43,500	44,900	46,200	18,900	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
37,900	39,300	40,700	42,100	43,500	44,900	46,200	18,900	19,600	20,300	20,900	21,100	21,400	21,400
37,900	39,300	40,700	42,100	43,500	44,900	46,200	18,900	19,600	20,300	21,000	21,400	21,600	21,600
37,900	39,300	40,700	42,100	43,500	44,900	46,200	18,900	19,600	20,300	21,000	21,700	22,400	23,100

に改め、

」

同表備考2(2)イ中「第2条第2項第3号ア」を「第2条第3項第3号ア」に改め、同備考3中「第2条第3項第4号」を「第2条第3項第5号」に改め、同備考5を同備考6とし、同備考4の次に次のように加える。

5 2(2)イに該当する場合において、基準年度の所得割課税額が48,600円以上であるときにおける保育措置費の徴収額は、2及び3にかかわらず、ア欄からキ欄までの区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) ア欄 5,000円
- (2) イ欄 5,100円
- (3) ウ欄 5,300円
- (4) エ欄 5,500円

(5) オ欄 5,700円

(6) カ欄 5,900円

(7) キ欄 6,000円

別表第3非課税世帯の項中「1,100」を「0」に改め、同表その他の世帯の項中

73,600	76,300	79,000	81,700	84,400	87,100	89,700	を	74,700	77,400	80,100	82,900	85,600	88,300	91,000	に
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---

改め、同表備考2(2)イ中「第2条第2項第3号ア」を「第2条第3項第3号ア」に改め、同備考3中「第2条第3項第4号」を「第2条第3項第5号」に改める。

別表第4非課税世帯の項中「700」を「0」に、「800」を「0」に改め、同表その他の世帯の項中

22,600	23,300	24,200	25,100	25,800	26,700	27,500	11,200	11,400	11,900	12,000	12,200	12,300	12,300	を
22,600	23,300	24,200	25,100	25,800	26,700	27,500	11,200	11,600	12,100	12,500	12,900	13,300	13,700	

に改め、

22,800	23,700	24,500	25,300	26,200	27,000	27,800	11,400	11,400	11,900	12,000	12,200	12,300	12,300	に改め、
22,800	23,700	24,500	25,300	26,200	27,000	27,800	11,400	11,800	12,200	12,600	13,000	13,500	13,900	

同表備考2(2)イ中「第2条第2項第3号ア」を「第2条第3項第3号ア」に改め、同備考3中「第2条第3項第4号」を「第2条第3項第5号」に改め、同備考5を同備考6とし、同備考4の次に次のように加える。

5 2(2)イに該当する場合において、基準年度の所得割課税額が48,600円以上であるときにおける保育措置費の徴収額は、2及び3にかかわらず、ア欄からキ欄までの区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) ア欄 4,300円

(2) イ欄 4,300円

(3) ウ欄 4,500円

(4) エ欄 4,700円

(5) オ欄 4,900円

(6) カ欄 5,000円

(7) キ欄 5, 100円

別表第5非課税世帯の項中「800」を「0」に、「900」を「0」に改め、同表その他の世帯の項中

32,100	33,300	34,500	35,600	36,800	38,000	39,200	16,000	16,500	16,900	17,100	17,200	17,500	17,500
32,100	33,300	34,500	35,600	36,800	38,000	39,200	16,000	16,600	17,200	17,800	18,100	18,400	18,400
32,100	33,300	34,500	35,600	36,800	38,000	39,200	16,000	16,600	17,200	17,800	18,400	18,500	18,500
32,100	33,300	34,500	35,600	36,800	38,000	39,200	16,000	16,600	17,200	17,800	18,400	19,000	19,600

を

32,500	33,700	35,000	36,200	37,400	38,600	39,700	16,200	16,500	16,900	17,100	17,200	17,500	17,500
32,500	33,700	35,000	36,200	37,400	38,600	39,700	16,200	16,800	17,400	17,900	18,100	18,400	18,400
32,500	33,700	35,000	36,200	37,400	38,600	39,700	16,200	16,800	17,400	18,000	18,400	18,500	18,500
32,500	33,700	35,000	36,200	37,400	38,600	39,700	16,200	16,800	17,400	18,000	18,600	19,200	19,800

に改め,

同表備考2(2)イ中「第2条第2項第3号ア」を「第2条第3項第3号ア」に改め、同備考3中「第2条第3項第4号」を「第2条第3項第5号」に改め、同備考5を同備考6とし、同備考4の次に次のように加える。

5 2(2)イに該当する場合において、基準年度の所得割課税額が48,600円以上であるときにおける保育措置費の徴収額は、2及び3にかかわらず、ア欄からキ欄までの区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) ア欄 4, 300円
- (2) イ欄 4, 300円
- (3) ウ欄 4, 500円
- (4) エ欄 4, 700円
- (5) オ欄 4, 900円
- (6) カ欄 5, 000円
- (7) キ欄 5, 100円

別表第6非課税世帯の項中「1, 000」を「0」に改め、同表その他の世帯の項中

51,000	52,900	54,900	56,800	58,700	60,700	62,600	を	51,700	53,700	55,700	57,600	59,600	61,500	63,500	に
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---

改め、同表備考2(2)イ中「第2条第2項第3号ア」を「第2条第3項第3号ア」に改め、同備考3中「第2条第3項第4号」を「第2条第3項第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)